

在ULLSHOP 應足島通信 电界局第一保険事務所

4月号

(有)鹿児島第一 〒890-0002 鹿児島市西伊敷 3-5-7 TEL 099-220-7385 FAX 099-220-8451

さくら

4月 (卯月) APRIL 29日・昭和の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	-金	-
•	٠	٠	٠	٠	٠	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	٠	•	•		•	

ワンポイント 相続土地国庫帰属制度

所有者不明土地の発生予防のため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定要件を満たすことで土地を手放して国庫に帰属できる制度。4月27日から施行され、制度の利用に当たっては、審査手数料や土地の性質に応じて算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。

● 4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付 4月10日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

5月1日 引申告 5月1日

国 税/8月決算法人の中間申告5月1日国 税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間

申告(年3回の場合) 5月1日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月17日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

5月1日

金融市場とは

てに 11 つ新 が聞等に ます。 記は 事毎 が日 取の いように り上

を 市説 場 貌 場に焦点を当て、 れを遂げて, について、 な 日 金 明 面 本 で激 します。 \dot{o} 金 動 融 て、 いるからでしょう。 とも言える が て、その全体像、ここでは金融 近

が含引

Ι 融 市 場 でとは

II

引融融 を 市市先 行う 場 がは、一人のの全体 の広義という 全体 広義 のことを指えの金融市場の 」です。 言 で言うと金 Ó は 済し、 では 広 13 融 意 取金金

金供 とであり、 あ狭味 する所 調 給 ŋ たものではなく、金融取引は特定のな 達者 ます こでの 収引を総合して金融とか、電話、対面等ののである。 (貸し手、 (場)です。 (借り 金融 総合して金融市場電話、対面等で行四路を使ってのや 手) 取 小引とは、 場 建物 はの資 取引 金取 家 で 融引 総 と資金 行 をの 体、わ 取こ

11 で

味

で と

0) 61

0

金

市

が

うこと

で

か

5

意の

行 め所 7 0 界隈 東 てい 京 場、例えば、「東 では鬼 ま 相当 町 市 ン の名を付 ۴ 京 ン 市場 市 場 を取い行 it

相対取引

•銀行貸出

•銀行預金 · 企業間金融

市場取引

者引

か問

金金

資 お接

する

引

形

態

で

あ

る

た銀行

ます

0

狭義・金融市場

他

は、 金 大きくる 融 取 分け で行 引 **の**二 ると二 わ れる金 形 熊 形 態 融 が取 あ引

(1) り 相 ま す 相 対 対 取 引 (あ はい 1 た 対 ſ, 1 取 0) 引 取 引 で

金融市場の分類

金融市場

広義・金融市場

な

 $\epsilon \sqrt{}$

概 市

念があるの 場を考えるに

で説

明

L

Ē か

は、

融

短期金融市場 インターバンク市場 1年以内 オープン市場 長期金融市場 (資本市場) 1年超 債券市場 • 国債市場 • 社債市場 外国為替市場 金融派生商品市場 株式市場

 \mathbf{III} 金 融 市 場 0) 基 礎 概 念

IJ ター

(1) すせ 1) ターンとは貸 し手 が 金 融 資

必場と 発行し市場 N Ø (2)取や融 対場引す 市場取引は市場を通れ引にあたります。取引にあたります。取引にあたります。 色といの 合は、 の貸市 要とする企 他にも、 1 、し手、お場の で、 相 0) 取 市場取りが 取 銀対 引 銀 行取 多 契 行が引 企 (約)を と企 く市 や 業と企業が資金を 企の りの場 業 代 غ (企業間 業は 借 表 結び ŋ 借り 融的 ŋ 通 Ĺ 手 契約 じ 資 な ます。)ます。 7 が を銀 信 N 多 相 行 行 用 対 7 対 1 う取

らず直接金融をしますが、 なお

得 とみ 預業は ます(インカムゲイン)。 金 13 預先か なします。 融 金述 資 の間る 貸し出しを行 を 資 接 行 金 。そして、利子を出しを行っている 並を元手として企业融の場合、銀行 ています 0) で、

者 は イ ンン 0 カー は配当、債券の場合は利子でインカムゲインは、株式取得のリターンが考えられます。カムゲインとキャピタルゲイカムゲインとキャピタルゲイ ゲインとキャピタルゲ、直接金融の場合は、 1

う。

た自こタ 買値由とルで とですが、株式・保 動きがから あ で売り買いでき、株式・債券とも か考えられるといれ・債券ともキャ ります。 券と ぶ券とも いっぱ まに

(2) ナ が ゲ 値 れ 思 ス 、イ 動 る こ リ も プ ン き こ て 、パープです。ゲインと言いることがあります。 て売ったときに差益 らあるのでいノラスばか Ż かりではなくマイゲインと言います 意が必要です。 益が得らったいとっ ヤピ タル

P で般 説的 パされ ます ク í IJ 夕 ーン ع

前明に ĺ として、 が じ 通 で あ れ貸

ŋ

ン 運 用 リスクが この こと ば IJ のス 、ハイリスクでハイリター こクとの リスクでロー はず、という高まれば か は好みによるで いうことればリター りも IJ ーンも Z 夕 ノーンの こです。 おま ささ L ず ょ

し傾に たの ケティー)。 向余 に裕般 が あが的 ?フラン りあに ´ます る人 言えること ハはリスク・ スの / (デー 経 済 タ 学者分をお 析る 金

(3) ピ 非の 対 非 称対

な場いいど に手引 (3) いをる一の通格とに情か考の方情常 差売お報告 がりいの報 世とは、経済取り当事者(買い を言います。 は商品の品質な は商品の品質な は商品の品質な は商品の品質な

。手報対の 向 手く対 は取称 審引性が 量や貸し出 かないので 金 IV

0) フ オ 口 1 0 必 性 が

高

ば く うに情市取のつ で ŋ 行) は貸し手 が 得 す れ多

口

かモい手 ニ うに情市取の場合 で す。 リは場の取が合、 を取ります。 審取非引 グ 查引対 やは称 0) 必貸向性 要性 さままります。 がしずい 弱後 借 いのと ŋ

必あ借 あり、多くの情報を発信で手は、格付け、がいし、こうした取引 しら ります。 信 必引 する 要に では

売い広証 一 歩 を の の ま い貸 す 発引り Ĺ し手 です。 貸し手は証 がは、借り手は です。 券達由は のをで有 転行幅価

すたの。伝証

引

将は

来 1

価よ

値り

値評

が価 年

割は後

1

では、相対取引を行うことがで、 は、相対取引をやろうとす 大きるということは、結論から言 大きです。 すのれえる

義 0) 金 市 場 0) 機 能)

き な狭 費義 用の が金 掛融 か市 りますい場を作り がる 取は 引大

ま著 相 す し手の 削検 索 減 する名 メ件 リ交 ツ渉 トの が労 あ力 りを

す市。場 参加 されます。 ま 様々なは、取り の情格引 情報発費 報を見用が持機削 つ能 価 減 貸が ع 格 でしまが、ありまで

れの さて、 価 ま 格は す。 割価 引格 現形 在成 価 で 値 す で 計 算 市 さ場

は の 1 1 1 + は + 1 1 1 等 + 1 1 1 等 1 子 0 0 0 い 0 の 現 在 価 値率」 なで 1100 ŋ 割 1.1 1+0.1 ま 9

大きいの 市場でがあり、 市格がが の生 裁定) では り、何らかの理点場ではいろいろな個が小さくなりまいので現在価値はいるいろなりませいるがある。 定)利 の価 益を上 格 差 を ・ます。 上げること 由では Í は子 利 で価 融 ことが(価 格商 差品

を与えた場合、ないことによっている人が、そ 賠7利他たを法償0益人、請4 す。 償する責任を負うことに 11 契 人の権利や法律上保護され、故意または過失によって請求することができます。 15条に基 ことによっ る人が、 ることが多くあります。 賠 n 9条に基 約などによっ を **賃金を支払うことで解** 侵 損害賠 害した人は、 その 至づき、 で その相 その相手 償に 7 その 手方 務 9 害 手 を 務 い 損害を と 法 民され 0) 方に 履 を っては、 な 損行 賠は て、 損決 n ま償民害し

支払った損害賠償金の取り扱い(法人) 表1

す

(表2参照)。 取り

業務

に関連

も場

必事

0)

は

合、

してい はせん。 はせん。

ま

た、

まが故故要故

事

業主が加

		故意または重過失でない	故意または重過失	
業務の	あり	給与以外の損金算入	役員等に対する債権	
関連性	なし	役員等に対する債権		

なります、取り扱

1 異 て、

場

取り扱いが大きく異と使用人が加害者

支払損なな故も遂出っ害い過意の行 法人ので、とうので、 意または重 た場合は、行為による 選 失に基づか は重大 た損 | 連する 業務 か 、つ、 0)

せあ原が経が

因

意または重

合も、

程費にな のる過せ

失 事事

なり

ż

酒気帯 要経

び

運

転

業務

に

関

連し

ても、

費になりま

合、 っ賠 0 ŋ 法人が損害な法人の場合 扱いがた場合 支払 た行為な 償 その 金 つ を た損害 あり 支払 損 13 には、 害賠合 Í 0 ず。 様た 償 賠 金 様々な税! 償 金 を 支払 0) 対 受 務 9 のけ

1

(1)

سط 断か基に基、づ基、 が、僧会 ② その 意または重過 しないも つるも 基 取り扱いがある。 ヹづくも 遂 1 行為が 法 0) 行 0) に人の か かと、 象と 関 0) 表がつ判のか失故 連業 連 た

払 つ 個 た場合、 人事業主 個 人事業主の 事業主が場害賠償 加償 の害 金 場者 を

(2) すや分収経め力つ権なの害大連。毎のが理にないにつ掲座なし になり 損害賠償金 の確理処 などか いに な過 使 に L 貸倒 て、 な 用 失に 理 実 11 は認め なし なし でし でし ります。 13 であると認 償 行 法 を支払っ 金相 基 つ 人 対 でする給 いては、 使 一づく 0) 使用人におおこれ 、業故務 た場 行 気できな め 与とさ ま 合 為 意の その は、 ず 遂た行 5 のの対 行 合 による 支 を な 払 権 る 為を れが は、 `` 役 る n

員部回のた能に債行

支払った損害賠償金の取り扱い(個人事業主)

な

ŋ

ま合の支

加害者	事業主	故意または重過失でない	故意または重過失
業務の	あり	必要経費算入	必要経費不算入
関連性	なし	必要経費不算入	

加害者 使用人			事業主の 故意または重過失でない	事業主の 故意または重過失	
業務の 関連性	あり		必要経費算入	必要経費不算入	
	なし	立場上やむを得ず負担] 必安莊貝异八	少安 在頁个异人	
		それ以外	必要経費不算入		

算 相 ક れ は ま す 与以 外 0 損 はに 金 そ損重関 0

金

取取害

意用使がな号 息または重 ル人が加害 ル人が加害 などによっ ますり、 0 場合、 重故 大は な 過特

過に主は合故使失、の重は意用 経も 主家たもう意 は、 0) の族 立 従 または重大な過失があったとえ使用人に故意と、たとえ使用人に故意とい要経費になりません。事業主に故意または重大な過失があるかは重大な過失があるかは重大な過失があるかい場合は、使用人にも、事業主に故意または重大な過失があるかい。 場上 業 11 員 関 ても、 以 連 やむを得ず負 外の ĩ な 事 使 l 業主 用 失が事 人 0 X担した 八で雇用 で雇 0 でも、 必

損害賠償金の支払額確定

2 け 取 いった損 害 賠 償 金

ŋ

/ます。

確時入害の (1) 定期し賠支法しま償払人 ます。 は、 L 原金相当額な 八が他の者な 八が他の者な し た 日 支心丛益 0) 属い金 能力がないなどの額を益金の額に算入する場合、その損に算入するを受けることがのでいる。とがるの額に算入する。

> 事 き、

のが

損発

に算

入

分す

人個が年損

でき 事

ます

心業

加場

えら

n

た

損

*含ま

主

の

損害賠償金の益金算入時期

損害発生

益金算入 (原則) 1れる金の事けたについるので、損害をいるの業についる事がにもあります。 金つる被被でに年日支 い損 9 9 た 法人害

合額業たに

さは、音を

金生 のし 分補 た日 てん 0) てんされるなけては、保険はよっては、保険の金額に 0) 属 を す る除部て険に係

> た 費 を L 医 控 て 受け 療除 て **像を受ける** なで受ける 0) す取ま 7 す 額から差し る場合は る場合は る場合は でだり 9 いを受け は、で、治しし で、 L 支、医療 引 医療 て る <u>く</u> こ 費非損 つ療費 と課害

損害賠償金の受領

可

あわよ

りれり

すい際

ま

益金算入

に支払いていて、損害時

は、

僧

記 算 度 の 属 す を る す

シ要経 個人 とにか に得補来 てん 必 最大事業 になりま 要経費賠償を補 収入金紅水子るも ま に償 るものなので、事業質に算入された費用を慎金については、既てんするために受ける。 額に算入すること 業用を将に取要

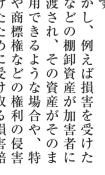
図

消 費 税 0) 取 ŋ 扱

3

害賠のるら た付が事の 対損れ心す あ • 身も役 害損 る 費 まの務 b L ① 税 害たは限提 な償 にのの て国の 行内課 ŋ 金 金のは一般のは、一般の資産では、一般の資産では、一般のでは、一般の対象を発展である。 ま らせん。 ロまれてい この損害 たとえ損害 たとえれていて加え この 0 要譲③事と 件渡対業な 価者る を・ 満貸性がも

> して支払われなら、この場 らです。 るとし 7 4 れ 損が (できま) るも (害賠 償 0) 金は で せ 額 ん。 は 控 な 対 除 いか なぜ を



より遅 場合では を受けた ををでは 引き渡 製品 渡され、 か 金 遅 対の情にあれた 9 貸た所のめ 性 す る る の損場期す害侵、の者け 課害合害限る賠害特まにた



5 — 4 月号

を介護する

計者人口 0 増 加

とから、仕事と介護期間・方策も多種多に発生することや、・ てお ことが見込まれてい 護を必要とする人の 介護は、 ŋ, なって離職を余儀 ・方策も多種多 仕事と介護の ことや、介護を行う育児と異なり突発的 はもその 示儀なくされ 酸の両立が困 数は増加い 、ます。 傾数に が増 続

の収入の減少を補う介護休業中児・介護休業法)や介護休業中やすくするための介護休業等(育 ることもあります。 回 仕事と介護を ついて解説 両 立

ている「介護」に関する っ「介護」 育児・介護休選 次 のも 0) 業法に定 制 8 度に

ホームページに公開されている外者等の詳細は、厚生労働省いきます。実施手続きや適用除 などをご参照ください。 育児・介護休業法のあらまし

概要 介護休業

ح を回 1 機合や、 は、 人に を上 要介護 態 ここでいう「要介 取得することができます。 っても2週 X つき通 分 限 介護保険制度の要介護 限として分割して休業つき通算93日まで、2渡状態にある対象家族 て、介護保険制度が要介護2以上 んを受け てい な 護状 エの期間ない場合の要の上であ の場場の 態 :業 3

ときには対象にわたり介護 象となり

す母母配の、、、偶の 偶 また、 兄弟姉妹及び孫をい子、配偶者の父母、 (事実 婚を含む 11 ح \ \ い 祖ま父 父

2

3 K

月

31

までとな

りま

ず。

は、

主

日毎特の

#年4月1日から羽村に定めをしない!!

前

1

年

度

とは、

翌場事

が記

日間た主 との日は、 しい以、 これより遅 いずれかの日をは以後2週間経過日経過日経過日により遅れた場合の日をはない。 7 て指定することがでりれかの日を休業問 を休り 業開 介の護日 で 事 始の出業 との き

1 (3) 介護 休

ます。

うために 日 は年10日 通概 は 院 要 に、 休暇は、 は時間単位 必要な手続きなどを行るの付き添い、介護サー することができます。 日)を限 族が2人以上の場1年度において5 労働基準 で介護休暇 度として、

が必 要 ´ます な 状 態 (以の

ま 暇 39 す と よ が は の

別

定

る

に与える必

要 次

が有

おかけ

その

休

暇

を有

給とす に

(以下同様)。 「対象家 族

ます。

るか否

か

は

企業の

定

より

(2) **も**可 のでに介 と は り 介申 能です。 出 よう \square 口頭でのような申出り 申出限ま

し支えないこととめる場合は事後に得を認め、書面の電話等の 要とされています。 いこととするこ **俊となっても差** 回の提出等を求 すの申出でも取

制 限

(1) (4)

き、 がる対 常 事業主は、要会概要 な運 請求。させてはいけません。 所定労働時間 営を妨げる場 同を超えて労は、事業の正は、事業の正と

(2) か制請 限 以上請 上 1 求 年以内の期間に、は、1回につき、

(1)(5)

のたがる 1 除 事概時は前て き 正常な運営を妨げる場合を、その対象家族を介護する労働者をの対象家族を介護する労働者事業主は、要介護状態にあ 正 対 1 か 7月につ (労働をさせてはいて150時間を超 っ 24 時 間、

> の 請 っ 「 求と同様です。 間 所定外 労 働 労働限 00 制 請 限 求

の制

(1)(6)

り、

もすることがでれていませる対象家族がい

%できまれている限 が間につ

11

7

何回も

状

火態にあ

介護終了までの期患にある対象家族がまた、この請求は、

ま

け予日つ

ればなりませんと用の1か月前を明らかにして

1 か 開

間までに、制限に入び終

な始の

し開 Ï

しの して、 前

日

(2)

す

なお、

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介護するために請求した場合において労働させてはいけません。で労働させてはいけません。1か月以上6か月(※)以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、開始の日を明らかにして、同かの日を明らかにして、同かの日を明らかにして、同回もすることがでにしなければなりません。 新 事業 完 業 業 主

す。

ととなった場

水族を介

L

な

11

わ 期 ら 間

ずは、

の働 定

次労所

の場合に終了しま働者の意思にかか

できます。

時間外労働の制限は介護休業が始まった場合は介護休業が始まった場合でいる労働者について、産の定めの制限を受けが、対している労働の制限を受けが、対している労働の制限を受けが、対している労働の制限を受け

一が **(4)** 業の制限は「6か月」 1年」以内でしたが、 時間外労働の制限」 が 0) 対 象 で

(7)

定労

働

時

間

短

縮 等

の

措

縮等の措置を講じなければなり対象家族を介護する労働時間の短護を行うことを容易にする措置きして、連続する3年間以上のとして、連続する3年間以上のおりのがのでは、要介護状態にある事業主は、要介護状態にある

とを容易にする措置は態にある対象家族を企業 労働者が就業しつつ 方法によりましれる す。 ま 労働者が できる措置 **もり講じる必要がありめって、次のいずれかいきる措置(エを除き** がを介 うつつ は、 護 要 介護 状

イ ア 工 上げ又は繰り下げる制度 を出勤の制度) を出勤の制度) フレックスタイムの 短時間勤務の制度 始 業又 は 要) でり下げる制度(寺は終業の時刻を繰り **助成その他これ** 吊する介護サー

*

介護 休業給付

*

(1)

取用態 にあ 介 た 0) る 休 対 攸保険者が介護は対象家族を介護な 対 酸休業を

(2) 12 に、か、 **|か月以上必要となります。|、原則として被保険者期間/護休業を開始した日前2年** までに 休業を開始した日前2年間護休業給付の受給資格に として被保険者期間 D 13 沿されま₂ ず。 3

介 手続き 護 **股休業給**

付 0

申請

手続

は、

する場合は、 行う必用 行うことも 則として、 要があります。 も可能です。本人が申請手続きて保険者本人が希望 事業主を経 由 ,続き して

(3)を

時賃金日額(※1)×支給日数間ごとの給付額は、「休業開始の1支給単位期の1支給単位期 り計算します。 ※ 2 × 67 % <u>(</u>上 限 あ り) によ

1 を 1 総支給額(賞与を除く) 介護休業開 8 0 で除して算出し 始 前 6 か月 た 間

2 む支炎 は、その介護休業終了 支給 は、 1 ス給単位期間について、介護休業終了日を含い、原則として、30日(たま)、原則として、30日(たま)。 支給 間 です。 日

7 — 4 月号

各国の通貨名

日本では「円」が使われていますし、ア メリカでは「ドル」、中国では「人民元」、 韓国では「ウォン」、タイでは「バーツ」とそ れぞれ、各国は法貨(法律で定められた通貨) により経済活動を行っています。

また、ヨーロッパでは共通通貨の「ユーロ」 が使われています。

TVでもよく出てくる通貨、ここでは「ド ル、ポンド、円」について、どうしてこの ような名称になったか、その由来について 簡単に触れてみましょう。

先ず、「ドル」という名称はヨーロッパの 最初の通貨名であるターラーに由来します。

植民地時代のアメリカでは南北アメリカ で流通していたスペインドルが使われてい ました。1792年に貨幣法が制定されてド ルが通貨単位となり、19世紀にはドルの 記号として"\$"が使われるようになりま した。これはスペインの頭文字Sに地中海 の入口であるジブラルタル海峡にある左右 の峡谷を示す2本の棒を組み合わせたもの だと言われています(その他の説もありま

イギリスの「ポンド」は重量単位がその まま貨幣単位になったものです。古代ロー マの度量単位であるラテン語「libra」がポ ンドに相当します。重量のポンドをlb(1lb =約454g) と書きます。記号は、Lの文字 を表す£がポンドを示します。

日本の「円」は、明治初期に大隈重信が 中心になって近代貨幣制度を作ったときに、 それまでの「両」を代表する単位から改め られました。

新しい貨幣を造るために輸入された香港 造幣局の機械がすでに「香港一円」、「半円」 などと刻印された貨幣を鋳造していた事実 もあり、更に、貨幣の形状を外国に倣って 円形にしたことから通称名を円にしたとも 言われています(その他にも円の語源につ いてはいろいろ説があります)。

商 店街活性化

も

お金がどれだけ循あるかどうかは、 文具店、 どうかでわかり ビニ店等 さ る h 商店街 商店街には米屋 Κ 氏。 商店街という地域が豊 魚屋され いろ クリ の活性化を助 K氏の活性化 物 いろ をする店とい ーニング店、 h ま 循 その うです。 さん、 パン屋 す。 で地域 八百屋 さん、 7内で るか

る努力が必要です。――あの店を持っていますが、更あった。一方、商店も地はのお金が徐々に増いきます。一方、商店も地はの地域でのお金が徐々に増いるない。こつとない。 ょ ティが形成され このようにして、 つ 活性化だと言 て種 頻や お客様な こ、三つとなじみ 一いますが、 夏し 差品 ること よく行くなじ 地 サー 域 あ の 1) P地域の に増えて れば、そ が ビ ま 地域 域の すった

涙の効果

家族等が亡くなった直後は、葬儀社や親 戚の打合せ等に必死で、遺体が葬儀場に送 られて姿が見えなくなった途端に大粒の涙 が頬を伝わり涙が出続ける。しかし、その 後は冷静に家族の者と話をしている。

このような場合、多分、最初は頭の中で は家族等が亡くなった事実だけに捉われ、 脳が硬直し機能しなくなっていたものが、 涙を流すことによって脳の状態がリセット されたのだとも考えられます。

人が涙を流すのは悲しい時、幸福の絶頂 期、感動したり共感した時、等々です。

涙が脳のストレスを減らす働きに着目し、 最近ではそれを「涙活」として受け入れよ うとする人もいるそうです。

中小企業経営者の方は、辛いこと、怒る こと、感情的な感覚がほとばしることがし ばしば起こります。涙を流すことは安直な 解決であると決めつけず、思い切って涙を 流すことの効果を考えてください。